

令和6年度

横手西部農業水利事業

環境調査業務

特別仕様書

東北農政局 平鹿平野農業水利事業所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

横手西部農業水利事業 環境調査業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、国営横手西部農業水利事業の環境配慮計画に基づき、動植物の生息生育環境を把握するため地区内の環境調査を行うものである。

(場 所)

第1-3条

本業務における対象地域は、秋田県横手市平鹿町下吉田字下村地内他で、別紙1「位置図」に示すとおりである。

(一般事項)

第1-4条

- 1 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。
- 2 作業実施は「特別採捕許可証」の許可条件の内容を遵守し行うものとする。
- 3 業務に当たっては、関係漁協等と十分に打合せを行い、円滑な進捗を図るものとする。
- 4 作業実施のための土地立ち入り等は、共通仕様書第1-16条等によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、その全額を受注者の責任において処理するものとする。
なお、現地立ち入りに当たっては、監督職員の承諾を得た後、作業に着手するものとする。

(管理技術者)

第1-5条

- 1 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技 術 士	総合技術監理	農業－農業土木、農業農村工学 農村環境、農村地域・資源計画 建設－建設環境 環境－環境保全計画、自然環境保全 環境影響評価
	農業	農業土木、農業農村工学 農村環境、農村地域・資源計画
	建設	建設環境
	環境	環境保全計画、自然環境保全 環境影響評価

博士	農学 工学 環境学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木 建設環境	

2 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合には、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

（担当技術者）

第 1－6 条

担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

（配置技術者の確認）

第 1－7 条

共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- （1）受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- （2）農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

（保険加入）

第 1－8 条

受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 貸与資料

（貸与資料）

第 2－1 条

貸与資料は、次のとおりであるが、このほかに必要な資料がある場合は、監督職員と協議するものとする。

分類	貸与資料	数量
計画関係資料	国営平鹿平野土地改良事業計画書	一式
	国営横手西部土地改良事業計画書	一式
	国営横手西部地区 環境配慮変更計画	一式

環境関係業務 報告書	平成 20 年度 国営土地改良事業地区調査 横手西部地区環境配慮調査業務 報告書	一式
	平成 21 年度 国営土地改良事業地区調査 横手西部地区環境配慮調査業務 報告書	一式
	平成 22 年度 国営土地改良事業地区調査 横手西部地区環境配慮計画（案）策定業務 報告書	一式
	平成 25 年度 横手西部地区環境調査業務 報告書	一式
	平成 26 年度 横手西部地区生きもの調査業務 報告書	一式
	平成 27 年度 横手西部地区生きもの調査業務 報告書	一式
	令和 元 年度 環境調査業務 報告書	一式
	令和 2 年度 大宮川幹線排水路他環境調査業務 報告書	一式
	令和 3 年度 油川幹線排水路他環境調査業務 報告書	一式
	令和 5 年度 環境調査業務 報告書	一式

（貸与資料の取り扱い）

第 2 - 2 条

第 2 - 1 条に示す貸与資料の取り扱いは次のとおりとする。

- （1）貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第 3 章 作業内容

（作業項目及び数量）

第 3 - 1 条

本業務における作業項目及び数量等は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙 2 「作業項目内訳表」に示すとおりである。

作業項目表

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 調査計画作成	1 式	
2. 環境モニタリング調査	1 式	
3. 点検とりまとめ	1 式	

（作業の留意点）

第 3 - 2 条

本業務の作業に際し特に留意する点は、次のとおりである。

- （1）第 2 - 1 条に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

第 4 章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条の打合せについては、次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回 業務計画書作成段階

第2回 環境モニタリング調査(外業)完了段階

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、契約変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R) 正副2部
- (2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県横手市大屋新町字大平99-39
東北農政局平鹿平野農業水利事業所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (3) 第5-1条に示す「成果物」等に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) その他

第7章 業務管理

(情報共有システム)

第7-1条

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

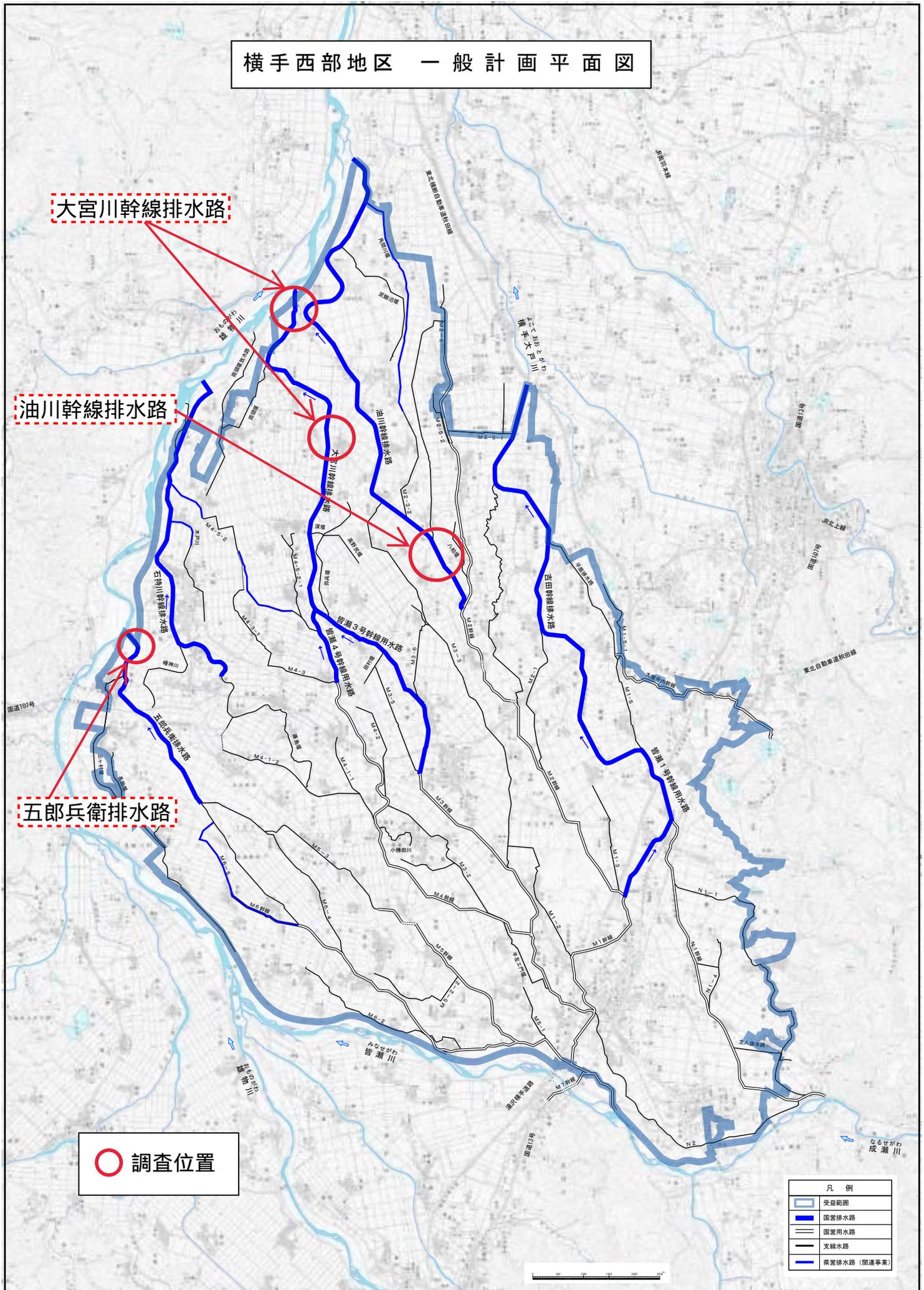
第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

横手西部地区 一般計画平面図



大宮川幹線排水路

油川幹線排水路

五郎兵衛排水路

○ 調査位置

凡例	
	受益範囲
	国営排水路
	国営用水路
	支線水路
	県営排水路 (関連事業)



別紙 2

作業項目内訳表

項 目			備考
1. 調査計画作成		内業	環境モニタリング調査に必要な現地状況等を把握し、調査計画を作成する。
2. 環境モニタリング調査	植物	外業	踏査・・・1調査区間につき1km全線を踏査。
		内業	調査結果を整理し、事業実施の影響を踏まえ分析を行う。
	鳥類	外業	定点調査・・・1調査地点1時間程度観察または鳴き声で種を同定。 定点から半径100m以内。 ラインセンサス調査・・・1km程度のラインセンサスルートを設置し、1.0～1.5km/hで歩きながらセンサスを行う。 スポットセンサス調査・・・ラインセンサスルートの始点・終点において、1地点あたり10分程度観察し種別個体数をカウント。定点から半径100m以内。 猛禽類等調査・・・樹林内を踏査し猛禽類の営巣木の状況等を確認・記録。
		内業	調査結果を整理し、事業実施の影響を踏まえ分析を行う。
	魚類	外業	目視法 採取確認法 定置網・カゴ網・刺網・セルびん・・・1調査区間1000mにつき2地点 タモ網・サデ網、投網・・・調査区間全域で実施
		内業	調査結果を整理し、事業実施の影響を踏まえ分析を行う。
	底生生物	外業	採取確認法 定量採取・・・調査区間1000m内の2地点で実施 定性採取・・・調査区間全域で実施
		内業	調査結果を整理し、事業実施の影響を踏まえ分析を行う。
3. 点検取りまとめ		内業	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。また、事業の進捗や過年度の環境調査の結果を踏まえ、今後のモニタリング調査の計画を立案する。

注) 実施時期は、春季・秋季の2季とする。春季は6～7月、秋季は9月～10月を想定しているが、調査時期は打合せで定めるものとする。

注) 調査区間は、1箇所（1調査区間）あたり1000m程度とし、2季とも同じ箇所の調査を行うこととする。

注) 鳥類の定点調査は、1箇所（1調査区間）のうち任意の1地点、鳥類のスポットセンサス調査は、1箇所（1調査区間）の始点と終点の2地点、魚類の定置網・カゴ網・刺網・セルびんおよび底生生物の定量採取は、1箇所（1調査区間）のうち任意の2地点で調査を行うこととする。その他の調査は、1箇所（1調査区間）全域を対象とする。